

(資料5) 調理配送等業務委託に係る消耗品等の負担区分 (南部共同調理場)

負担者	区分	品 目
発注者 (前橋市)	調理業務に必要なもの	食器、食缶、バット、トレイ、フォーク、スプーン、食器かご、おたま、包丁、トング、まな板、スパテラ、シリコンベラ、ざる、かご、ボール、ピーラー、キッチン鋏、杓、スケール、移動台、保存食用ビニール袋、残留塩素測定用D P D試薬等
	掃除用具類	洗濯機、乾燥機、掃除機、除草剤
受注者	調理業務に必要なもの	ペーパータオル、キッチンペーパー、クッキングシート、クッキングペーパー、スポンジ、エプロン、ろ紙、だしパック、ビニール袋等
	被服類	作業用白衣 (上・下衣)、作業服 (上・下衣)、帽子 (毛髪が完全に覆えるもの)、靴 (調理用)、長靴 (洗車用)、安全靴、使い捨てマスク、手袋、軍手等
	衛生用品	洗剤、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、手洗い用せっけん、ゴム手袋、使い捨て手袋、爪ブラシ、トイレットペーパー等
	掃除用具類	モップ、たわし、タオル、ブラシ、洗車ブラシ、洗車洗剤等
	事務用品	筆記用具、文房具類、FAX、電話機、パソコン等
	福利厚生	救急用品、薬品、従業員用茶器、控室内の消耗品及び備品 (市備品は除く) 等

※品目に記載のない備品・消耗品に関しては、甲乙協議の上、定めるものとする。